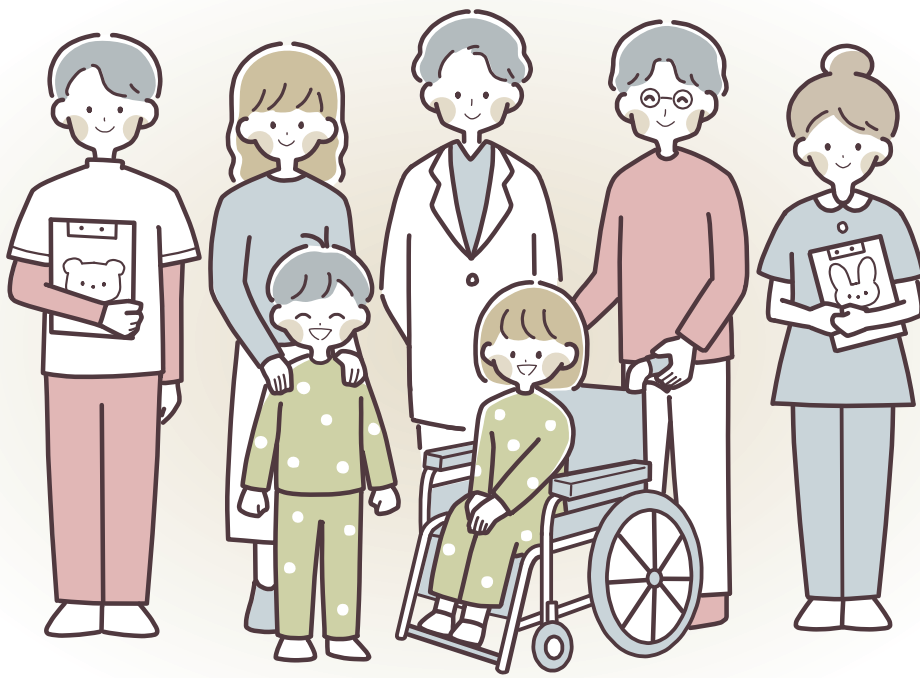


かごしま市

慢性疾病で療養中のお子さんご家族のための

療養生活ガイドブック



困ったこと、相談したいことがあったら、お気軽にご相談ください。

鹿児島市 母子保健課

住所 鹿児島市山下町1 1-1

TEL 099-216-1485 (直通)

本ガイドブックは、市ホームページからでもご覧いただけます。
二次元コードから簡単にアクセスできます



ご利用上の注意

- この「かごしま市療養生活ガイドブック」は、平成27年からスタートした小児慢性特定疾病自立支援事業において、まずは“知っていただくこと”“生活に役立つこと”を目的として鹿児島市が令和7年12月現在の内容で編集しています。
- 紙面の都合上、本文は簡略な説明になっていますので、詳しくは担当課などにお問い合わせください。
- 法律の改正などによって記載内容が変わることがあります。

目次

はじめに

I 療養生活に関する手続きについて	1
II 小児慢性特定疾病医療費助成について	5
III 療養生活を支援する手当・制度	
(1) 医療費の助成について	
こども医療費助成	12
母子・父子家庭等医療費助成	12
重度心身障害者等医療費助成	13
特定疾病療養受療証の交付	13
高額療養費の支給	14
限度額適用認定証等の交付	14
家族療養付加金	15
未熟児養育医療	15
自立支援医療（育成医療）	16
精神通院医療	17
特定医療費（指定難病）助成	17
医療費控除	18
(2) 子どもの手当	
児童手当	21
児童扶養手当	21
市民福祉手当（遺児等修学手当）	23
(3) 障害者手帳と関連する手当など	
制度	24
①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳	
手当等	25
①特別児童扶養手当 ②障害児福祉手当	
③市民福祉手当（重度障害児手当） ④心身障害者扶養共済制度	
移動や交通サービス	27
①友愛バス ②フェリー運賃の割引 ③ JR 運賃・航空運賃の割引	
④有料道路通行料金の割引 ⑤友愛タクシー券 ⑥タクシー運賃割引・福祉タクシー	
⑦福祉有償運送 ⑧パーキング・パーミット制度 ⑨駐車禁止除外指定車標章	

IV 療養生活に役立つサービス

(1) 日常生活用具・補装具が必要なとき

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	30
日常生活用具給付事業	32
補装具の交付	32
福祉用具の貸出	32
難聴児補聴器購入費助成事業	33
在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業	33
がん患者アピアランスケア支援事業	33
若年がん患者に対する療養支援事業	34

(2) ご家族の介護負担を軽減するサービス

ファミリーハウス	35
訪問看護	35
「そよかぜ」かごしま子ども在宅療養ナビ	35
障害者手帳をお持ちのお子さん・難病等のお子さんが利用できるサービス	36
①障害福祉サービス ②居宅介護（ホームヘルプ）	
③移動支援事業（ガイドヘルプ） ④短期入所（ショートステイ）	
⑤日中一時支援事業（日帰りのショートステイ） ⑥入浴サービス	
⑦理髪・理容サービス ⑧紙おむつ代などの助成	
⑨在宅重度心身障害児家族支援事業	

(3) きょうだいがいる場合に役立つサービス

保育所・認定こども園（保育所機能）・児童クラブ	40
子育て短期支援事業	40
ファミリー・サポート・センター	41

V 入園や就学など

(1) 入園

幼稚園・保育所・認定こども園	42
----------------	----

(2) 就学・学校生活

就学教育相談～小学校入学前に～	43
幼児・児童・生徒の教育相談	43
特別支援学級・通級指導教室	44
特別支援学校	44
特別支援教育就学奨励費	45
通級指導教室保護者交通費助成事業	45
相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」	45

(3) 療育

未就学児・就学児の「療育」	45
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援	46
障害児等療育支援事業	46

VI 相談機関や施設など

小児慢性特定疾病に関する相談	47
難病に関する手続きや相談	47
生活・就労支援センターかごしまの自立相談支援員による相談	48
子どもの発達や発育、子育てに関する相談窓口	48
予防接種に関する相談	49
鹿児島市障害者基幹相談支援センター	49
鹿児島県中央児童相談所	49
子ども・家庭 110 番	49
鹿児島大学病院「遺伝カウンセリング室」	49
鹿児島県小児救急電話相談	50
就職に関する相談窓口	50

VII 親の会情報 ～誰かに相談したい・話がしたいとき～

【疾患全般対象】 にじの会	52
【疾患全般対象】 かごしま難病小児慢性特定疾患を支援する会	52
【疾患全般対象】 COCONOWA	53
【医療的ケア児・重症神経難病者】 鹿児島県医療的ケア児者家族会・鹿児島市医療的ケア児等の家族会	53
【疾患全般対象】 鹿児島リトルベビーサークル ゆるり	53
【小児がん】 小児がんサポート・のぞみ	54
【1型糖尿病】 さくらんぼの会	54
【胆道閉鎖症】 胆道閉鎖症の子どもを守る会 鹿児島支部	54
【心臓病】 一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会 鹿児島支部	54
【てんかん】 公益社団法人 日本てんかん協会（波の会）鹿児島県支部	55
【腎臓病】 NPO 法人 鹿児島県腎臓病協議会	55
【ターナー症候群】 M I R A I の会	55
【ダウン症】 日本ダウン症協会 鹿児島支部（つばさの会）	55
【脊髄性筋萎縮症】 鹿児島 SMA の会	56
【膠原病】 かごしま膠原病の会（青空の会）	56

Ⅷ 災害時の備え 57

- 1 災害に備える3ステップをご紹介します 57
- 2 あんしんカード 58
- 3 ヘルプカード 58
- 4 『鹿児島市医療的ケア児個別避難計画』の活用 59

Ⅸ 市役所本庁・支所などの連絡先 60

I 療養生活について

* 母子保健課 216-1485



◇ 小児慢性特定疾病医療費助成事業（医療費の助成）（→ P5）

□ 対象者

国が指定する小児の慢性疾病（16 疾患群 801 疾病）と診断され、かつ国の定める状態の程度にあるため、長期の療養を必要とし、指定医療機関で治療を受ける 18 歳未満の児童（20 歳未満まで延長可）。

◇ 自立支援医療（育成医療）（医療費の助成）（→ P16）

□ 対象者

身体に障害がある、または治療を行わないと将来障害を残すと認められる疾患があり、治療によって確実な治療効果が期待できると認められ、指定医療機関で治療をうける 18 歳未満の児童。

◇ 未熟児養育医療（医療費の助成）（→ P15）

□ 対象者

出生体重が 2,000g 以下もしくは生活力が特に薄弱であって、規定された症状のいずれかを示す児

※該当する場合は、主治医の先生から指示がありますので指示がありましたら至急手続きしてください。



◇ 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業（→ P30）

□ 対象者

- ①小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちで、「給付対象種目一覧」の種目毎の「対象者」欄に掲げる要件に該当する方
- ②在宅での療養が可能な方で、日常生活用具の給付を必要とする方
- ③障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方

◇ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
相談支援員（→ P47）

療養上の不安や、お子さんの成長支援のための相談、また手続きに関する相談を来所時、またはお電話にて相談に応じています。

◇ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
相互交流支援事業（→ P47）

令和 7 年度より、ワークショップの開催や患児同士の交流を図る相互交流支援事業を開始しました。

◇ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
自立支援員（→ P47）

自立・就労に向け、各種支援策の活用について関係機関と連携し利用計画を作成、継続的に支援します。

◇ 親の会（→ P52）

同じ疾患や同じような経験をされている保護者の方と交流や情報交換が行える場です。

* 保健センター・保健福祉課

◇ 育児相談

育児についての相談や離乳食などの栄養相談・歯科相談を実施しています。

◇ 乳児用ミルクの支給

□ 対象

- ・双子以上の赤ちゃん（ただし、一子を除く）
- ・市民税非課税世帯で、身体発育が標準に満たない乳児
- ・母が HTLV-1 抗体陽性の乳児



こども福祉課または各支所



◇ 児童手当（→ P21）

対象

高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育している方

必要なもの

請求者名義の通帳、またはキャッシュカードの写し（※世帯の中で、所得の高い方が申請者になります）
両親のマイナンバーカード

※ 公務員の方は職場で申請してください。

※ 出生日の翌日から15日以内に申請してください。

申請が遅れると支給されない期間が生じることがあります。不足書類がある場合でも15日以内に必ず窓口へお越しください。



◇ こども医療費助成（→ P12）

対象

中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までのこども（市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

必要なもの

対象となるこどもの健康保険の加入が確認できるもの、保護者名義の通帳等

◇ 母子・父子家庭等医療費助成（→ P12）

対象

母子・父子家庭、父または母に重度の障害がある家庭（所得制限有）

事前にご相談ください。

◇ 児童扶養手当（→ P21）

対象

母子・父子家庭、父または母に重度の障害がある家庭（所得制限有）

事前にご相談ください。

◇ 特別児童扶養手当（→ P25）

対象

身体または精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童（所得制限有）

障害福祉課または各支所

◇ 身体障害者手帳の交付（→ P24）

対象

身体障害者福祉法に定めた障害のある方

必要なもの

指定の診断書、申請書、顔写真
マイナンバー関係書類

◇ 障害児福祉手当（→ P26）

対象

日常生活において常に介護を要する20歳未満の児童

必要なもの

認定診断書、本人名義の通帳、
マイナンバー関係書類

感染症対策課

◇ 予防接種（→ P49）

7歳頃までに受ける定期予防接種

- ①ヒブ 生後2ヶ月～5歳未満
- ②肺炎球菌 生後2ヶ月～5ヶ月未満
- ③5種混合 生後2ヶ月～7歳6ヶ月未満
- ④BCG 1歳未満
(標準接種期間：生後5ヶ月～8ヶ月未満)
- ⑤麻しん風しん混合1期 1歳～2歳未満
- ⑥麻しん風しん混合2期 小学校就学前の1年間
- ⑦水痘 1歳～3歳未満
- ⑧B型肝炎 1歳未満
(標準接種期間：生後2ヶ月～9ヶ月未満)
- ⑨日本脳炎1期 生後6ヶ月～7歳6ヶ月未満
- ⑩ロタウイルス
1価 出生6週0日後～24週0日後まで
5価 出生6週0日後～32週0日後まで

2 先輩からのメッセージ

心臓病に罹患したお子さん・それを支えてきた先輩ママからメッセージをいただきました。

【お子さんより】

小学校2年～4年頃の私は、少しずつ自分で体調を管理でき始めるようになっていました。合わせて、周りも自分も1番活発な年でもあったので常に体調・怪我に気をつけながら生活していました。

少しでも体調が悪かったり、怪我（あざとか）をしていると、先生方や友人からすごく心配されていました。もちろん、みんな純粋に心配してくれていることは分かっていたし、その事がありがたいとも思っていました。ただ、毎回と言っていいほど心配される事に、性格上心配されるのが苦手だった私は、無意識に「大丈夫」と言いたくなるなと思っていたし、実際、言うようになっていました。

そんなふうに過ごしていた頃、「守る会」の夏のキャンプに参加した時がありました。みんなで、ゲームをしたり一緒に夕飯を作ったりしている中、少し疲れて体調がすぐれない子がいました。普段（私の場合）は先生や周りの人・友人がすごく心配してくれます。時々、母も私の事で心配されているのを見ることもありました。ただ、そのキャンプの時のみんなの反応は「OKだよー！休んでおいで～」、「暑いしね～、疲れちゃったかもね～」と、すごく良い意味で、あっさりしていました。この光景を見た瞬間、「安心して言っているんだ」と思えて、楽しむ事ができました。

それから、学校生活でも守る会でも包み隠さず「こんな調子なのが私です。」と思ってもらえるように過ごすようになりました。それが私にとって一番自然な過ごし方だということに気づけたのも、この守る会という会があったからです。

変な気を使う必要も無いし気負いを感じる必要も無い。本当に大変そうな状況なら、それに合わせて協力してくれるし、そこまでは無い状況でも協力してくれる。そして、些細な事でも相談できて一緒に考えてくれる。こんな会があるから、自分の事を話す話さないの選択が出来るようになったと思っているから、私はこの会に入って良かったと思っています。

私は、それぞれがどんな選択をしても本人・家族にとって安心できるならそれが正解だと思っています。

【先輩ママより】

疾患が分かるまでの経緯は様々で、その後の治療計画や歩む道も様々です。私は気持ちの持ちようを拗らせて限界が来た時、遅れて受けた3歳児健診で保健師さんに声をかけていただき救われました。踏ん張らなければならない事も沢山あるけれど、我が子を守る事と同じくらい自分を守る事も大事です。周りには誰かがいます。比べるのではなく気持ちが楽になる事を取り入れながら、独りでない事を思い出せる場所に出会えますように。



Ⅱ 小児慢性特定疾病医療費助成について

1 事業概要

国が指定する小児の慢性疾病に罹患したことにより、長期の療養を必要とする児童に対し、その医療費の一部を助成する制度です。指定医療機関（⇒P8）（院外薬局や指定訪問看護事業所を含む）での保険診療による医療費が対象となります。

認定開始日は、申請受付日からとなりますので、下記2、3に該当し、指定医から医療意見書を書いてもらった日に、母子保健課（Tel 216-1485）に電話連絡してください。

2 対象者

国が指定する小児の慢性疾病（16疾患群801疾病※令和7年4月1日現在）と診断され、かつ国の定める状態の程度にある鹿児島市に居住する18歳未満の児童（更新された場合は20歳未満まで延長可）

3 対象となる主な疾病

- ◇悪性新生物（白血病、髄芽腫など）
- ◇慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、IgA腎症など）
- ◇慢性呼吸器疾患（慢性肺疾患、気道狭窄など）
- ◇慢性心疾患（QT延長症候群、ファロー四徴症、心室中隔欠損症など）
- ◇内分泌疾患（クレチン症、成長ホルモン分泌不全性低身長症など）
- ◇膠原病（若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデスなど）
- ◇糖尿病（1型糖尿病、2型糖尿病など）
- ◇先天性代謝異常（ファブリー病、家族性高コレステロール血症など）
- ◇血液疾患（血友病、免疫性血小板減少性紫斑病など）
- ◇免疫疾患（IgGサブクラス欠損症、周期性好中球減少症など）
- ◇神経・筋疾患（ウエスト症候群（點頭てんかん）、もやもや病など）
- ◇慢性消化器疾患（潰瘍性大腸炎、クローン病など）
- ◇染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群（ダウン症候群、18トリソミー症候群など）
- ◇皮膚疾患（色素性乾皮症、眼皮膚白皮症など）
- ◇骨系統疾患（胸郭不全症候群、骨形成不全症など）
- ◇脈管系疾患（リンパ管腫／リンパ管腫症、巨大静脈奇形など）

※疾病ごとに認定基準があります。対象の可否については指定医（⇒P8）にご相談ください。

※対象疾病の一覧及びそれぞれの認定基準は、「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページをご覧ください。



4 申請に必要な書類

(1) 新規で認定を受けたい方

【全員必要なもの】

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（保護者記入）
- 同意書（保護者記入）
- 小児慢性特定疾病医療意見書（指定医記入）
 - ※指定医が「小児慢性特定疾病情報センター」からダウンロードして作成します。
- 加入する医療保険の資格情報が確認できるもの（資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面、有効期限内の健康保険証のいずれかの写し）
 - ア 社会保険、健康保険、共済組合の場合…被保険者のみ
 - イ 国民健康保険、国民健康保険組合（医師・歯科医師・土木建築など）の場合
 - …対象児と同じ医療保険に加入している世帯全員分

【該当者のみ必要なもの】

市県民税所得額課税証明書などの提出が必要な場合もありますので、確認してください。該当年とは、申請受付日が1～6月であれば前年、7～12月であれば今年を指します。

該当年1月2日以降に本市に転入した場合 …… a

- ◆市県民税所得額課税証明書（該当年1月1日時点でお住まいの市町村発行のもの）
 - ア 社会保険、健康保険、共済組合の場合…被保険者のみ
 - イ 国民健康保険、国民健康保険組合（医師・歯科医師・土木建築など）の場合
 - …対象児と同じ医療保険に加入している世帯全員分

受診者が国民健康保険組合（医師・歯科医師・土木建築など）の場合 …… b

- ◆市県民税所得額課税証明書（該当年1月1日時点でお住まいの市町村発行のもの）
 - …対象児と同じ医療保険に加入している世帯全員分

市県民税額が0円（非課税）の場合

- ◆非課税証明書
 - ※鹿児島市国保に加入されている方は不要
 - ※上記 a、b に該当し、市県民税所得額課税証明書を提出済の方は不要
- ◆年金・手当等収入状況調査票（保護者記入）
 - ※所得80万9千円以下の場合

生活保護世帯の場合

- ◆生活保護の受給者証の写し及び保護証明書

国の定める重症患者基準に該当する場合

- ◆重症患者認定申告書（保護者記入）

人工呼吸器等を装着している場合

- ◆人工呼吸器等装着者証明書（指定医記入）

小児慢性特定疾病に起因する障害により、身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合

- ◆身体障害者手帳の写し

指定難病の受給者証を持っている場合

- ◆指定難病の受給者証の写し

同世帯内に小児慢性特定疾病や指定難病の認定を受けている方がいる場合

- ◆認定を受けていることがわかる書類（受給者証の写し等）

※必要書類等中で、保護者の方に書いていただく様式については、鹿児島市ホームページからダウンロード可能です。

※申請してから認定がおきるまで、1～2か月ほどかかります。

(2) 既に認定を受けている方

別の疾病でも認定を受けたい場合

- ◆小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（保護者記入）

- ◆小児慢性特定疾病医療意見書（指定医記入）

※指定医が「小児慢性特定疾病情報センター」からダウンロードして作成します

- ◆現在お持ちの受給者証

変更手続きが必要になる場合 ※自己負担上限月額に影響あり

以下に該当する場合、変更申請受付日の翌月から自己負担上限月額が変更になる可能性がありますので、お早めに申請をお願いします。

- 視力・聴覚・上下肢・体幹・脊柱の障害者手帳 1～2 級認定があった場合
- ※小児慢性特定疾病に起因するものに限りませ
- 重症認定基準に該当した場合（指定医からの意見書が必要）
- 保険適用前の医療費総額が月 5 万円を超える月が年 6 回以上あった場合
- 被保険者の変更があった場合

変更手続きが必要になる場合 ※自己負担上限月額に影響なし

影響がなくても申請が必要です。お早めに申請をお願いします。

- 住所変更した場合
- 保険証・被保険者の変更があった場合
- ※健康保険証が変更になった場合は、医療機関や薬局での支払いの際にその旨を必ず伝えてください。その上で母子保健課へ連絡をお願いします。

5 指定医・指定医療機関

小児慢性特定疾病医療費助成事業では、鹿児島市や都道府県等が指定した指定医療機関（薬局・訪問看護ステーション含む）でなければ医療を受けることができません。また、鹿児島市や都道府県等が指定した指定医でなければ医療意見書を書くことができません。鹿児島市が指定する指定医・指定医療機関の一覧は鹿児島市のホームページでご確認ください。鹿児島市以外の指定医・指定医療機関については、それぞれの自治体や県の保健所にご確認ください。



申請のことで、分からないことは、
小児慢性特定疾病支援員（母子保健課）
に聞いてみよう！

6 助成内容

指定医療機関（薬局及び訪問看護ステーション含む）で、受給者証に記載された疾病に対する保険診療による医療費（食事療養費含む）の一部を助成します。

助成額は、保護者の市町村民税額等に応じた自己負担上限月額を超える医療費です。（下記【自己負担上限月額】の表参照）

助成後の医療費自己負担分の一部については、こども医療費助成制度または、母子・父子家庭等医療費助成制度、重度心身障害者等医療費助成制度の対象になります。

【自己負担上限月額】

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額（患者負担割合：2割、外来＋入院）		
			一般	重症（※1）	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等（※2）		0		
II	市町村民税 非課税	低所得者Ⅰ （収入：～約80万9千円）	1,250		500
III		低所得者Ⅱ （収入：80万9千円超～）	2,500		
IV	一般所得Ⅰ（～市町村民税7.1万円未満）		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ（～市町村民税25.1万円未満）		10,000	5,000	
VI	上位所得（～市町村民税25.1万円以上）		15,000	10,000	
入院時の食事			1 / 2 自己負担		

※1 下記①または②に該当する場合

①高額な医療が長期的に継続する者

（保険適用前の医療費総額が月5万円を超える月が年間6回以上ある場合）

②重症患者認定基準に該当する者

※2 生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、又は先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象疾患のり患者は、自己負担額はありせん。

7 自己負担額の管理

指定医療機関等を受診するごとに、医療受給者証の「自己負担上限月額」の欄に記載された金額内の費用をお支払いいただきます。同一月内で複数回の受診、あるいは複数の指定医療機関の受診等（医療保険各法による院外薬局での保険調剤及び指定訪問看護利用）により支払われた自己負担額の合計額が、「自己負担上限月額」を超えた場合、「自己負担上限月額」を超える額の支払いはありません。

ひとつの指定医療機関のみを受診する場合は、受診者の同一月内の支払合計額はその医療機関で把握ができますが、複数の指定医療機関（A 病院、B 病院、C 薬局）にかかる場合、各指定医療機関等が、同一月内での支払合計額を把握することができませんので、受診の際は指定医療機関の窓口で、受給者証裏面の「自己負担上限額管理表」に日付や金額等を記入してもらいます。なお、「こども医療費助成制度」の対象となっている場合、「こども医療費助成制度」を併用して窓口負担が0になった場合でも、各指定医療機関等が同一月内での支給合計額を把握することが出来ませんので、「こども医療費助成制度」を適用していなかった場合の自己負担額を記入してもらいます。

【受給者証（表面）】

様式第35(第27条関係) (1)

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証

公費負担者番号			
受給者番号			
フリガナ	生年月日		
氏名	年 月 日		
住所			
保険者			
被保険者証の記号及び番号	通用区分		
フリガナ	続柄		
氏名			
住所			
疾病名			
指定医療機関名	所在地		
自己負担上限月額	円	増額区分	
各種軽減措置	受給者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
上記のとおり認定する。			
年 月 日 鹿児島市長			

【受給者証（裏面）】

自己負担上限額管理表

年月	日付	指定医療機関名	医療費総額(10割)	自己負担額	自己負担の累積額(月額)	徴収印
年						
月						
年						
月						
年						
月						
年						
月						

有効期間は原則1年間です。例年6月初め頃に、継続申請の案内をお送りします。

8 自己負担額の払い戻しについて

受給者証の交付を受けるまでの間に、認定される有効期間内で、対象疾病にかかる治療等で医療費等（院外薬局及び訪問看護事業者への支払いを含む）を支払い、その額が受給者証に記載された自己負担上限月額を超えた場合、その超えた分を払い戻します。入院されていた場合は食費の2分の1の払い戻しがあります。

また、支払った医療費等のうち、健康保険の高額療養費制度の自己負担上限月額を超える支払いがある場合や、保険者（保険証の発行元）に家族療養付加金の給付制度がある場合は、その給付額をそれぞれ差し引いた後の額が払い戻しの対象になります。健康保険の高額療養費制度の対象になる場合は、高額療養費を保険者に請求手続きの上、高額療養費の支給決定通知書（写し）を添付し、母子保健課に払い戻しの申請をしていただくことになります。

払い戻しに関する申請書は鹿児島市のホームページからダウンロードできます。申請書裏面の小児慢性特定疾病医療費証明書は医療機関で記入してもらう必要があります。払い戻しの申請は、医療を受けた月の翌月から1年以内に行ってください。

- ◆申請書（裏面の証明書を医療機関や薬局で記入してもらう必要あり）
- ◆受給者証の写し
- ◆通帳の写し（支店名・口座名義等がわかるもの）

9 小児慢性特定疾病と指定難病の医療費助成の違い

児童を対象とした小児慢性特定疾病医療費助成制度の他に、大人を対象とした特定医療費（指定難病）助成制度もあります。2つの制度の違いは、小児慢性特定疾病は基本的に18歳未満の児童に限られているのに対し指定難病は年齢の制限がないこと、小児慢性特定疾病の自己負担上限月額は原則として指定難病の2分の1の額に定められていること、等があります。

小児慢性特定疾病と指定難病それぞれの対象疾病は異なりますが、共通する疾病もあり、その場合は小児慢性特定疾病と指定難病、両方で申請可能です。ただし、両方の制度を同時に利用することはできず、どちらかを選んで使用していただくことになります。

また、小児慢性特定疾病と指定難病の制度を、それぞれ別々の疾病で認定を受けている場合は併用可能です。その場合、自己負担上限月額の減免措置があります。

申請・問い合わせ先

母子保健課 TEL 216-1485

Ⅲ 療養生活を支援する手当・制度

1 医療費の助成について

(1) こども医療費助成

対象者

- ◇鹿児島市内に住所のある中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までのこども（市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども）
- ◇健康保険加入者
- ◇生活保護等、他の医療費扶助を受けていないこども

助成額

保険診療による一部負担金の額を助成

□県内の医療機関で受診した場合

医療機関等窓口で受給者証を提示すると、一部負担金の窓口での支払いなし

□県外の医療機関で受診した場合

領収書を助成金支給申請書に添付し、診療月の翌月～1年以内に市役所へ提出

【助成の対象外となるもの】下記のを差し引いた額が助成されます

- ◎保険適用外の費用
- ◎入院時の食事
- ◎その他法令等により給付される医療費*
- ◎家族療養付加給付金（⇒P 15）
- ◎高額療養費（⇒P 14）

※未熟児養育医療費（⇒P 15）、災害共済給付金（学校の管理下で発生した負傷、疾病に対する給付金）、就学援助制度による医療費援助等

申請・問い合わせ先 こども福祉課児童給付係 Tel 216-1261

※谷山子育て支援課、各支所福祉課・各保健福祉課でも
手続きができます

(2) 母子・父子家庭等医療費助成

対象者

- ◇母子・父子家庭の児童とその親
- ◇父母がいない児童
- ※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある人、または一定の障害状態にある20歳未満の人
- ※所得制限があります

必要な手続き等

助成を受けるには、受給資格の申請が必要です。窓口で手続きを行い、受給者証の交付を受けてください。

助成内容

保険診療による一部負担金の額を助成します。

※助成の対象外となるものは、こども医療費助成制度（⇒P 12）と同じです。

申請・問い合わせ先 **こども福祉課児童給付係** Tel 216-1261

※谷山子育て支援課、各支所福祉課・各保健福祉課でも
手続きができます

(3) 重度心身障害者等医療費助成

対象者

ア～エのいずれかにあてはまる1歳以上の方

ア 身体障害者手帳の1級又は2級をお持ちの方

イ 知能指数35以下（療育手帳のA1、A2等）の知的障害者の方

ウ 身体障害者手帳3級所持者で知能指数36以上50以下（療育手帳のB1）の方

エ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（通院医療費のみ）

助成内容

各種健康保険法による医療を受けた場合、その自己負担額が助成されます。事前に登録が必要です。また、各種健康保険法により支払われる「家族療養付加給付」や「高額療養費」として還付される金額を除いて助成されますので、別に「高額療養費」の手続き（⇒P 14）が必要です。

※所得制限により、助成対象外となる場合があります。

申請・問い合わせ先 **障害福祉課障害福祉係** Tel 216-1273

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

(4) 特定疾病療養受療証の交付

対象者

血友病や人工透析を必要とする慢性腎不全、血液製剤に起因するHIV感染者の方

助成内容

対象疾患に関する治療について、病院等の窓口で「特定疾病療養受療証」を提示することで、一部負担金の上限が原則として1万円（または2万円）となります。一部負担金については、こども医療費助成制度（⇒P 12）、母子・父子家庭等医療費助成（⇒P 12）または重度心身障害者等医療費助成（⇒P 13）の対象になります。

申請・問い合わせ先 **資格確認書、資格情報のお知らせ等に記載されている健康保険**
にお問い合わせください

(5) 高額療養費の支給

保険を適用して同一の月に医療機関などで支払った一部負担金が高額になったときは、申請すると次の表の自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

【70歳未満の自己負担限度額】※令和7年度現在の額

区 分		自己負担限度額（月額）	
所得 ^(注) が901万円を超える	ア	252,600円	総医療費が842,000円を超えたときは、その超えた分の1%を加算する。(140,100円)
所得が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円	総医療費が558,000円を超えたときは、その超えた分の1%を加算する。(93,000円)
所得が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円	総医療費が267,000円を超えたときは、その超えた分の1%を加算する。(44,400円)
所得が210万円以下 (市民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	(44,400円)
市民税非課税世帯	オ	35,400円	(24,600円)

(注) 所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。なお、上の表は国民健康保険における所得区分です。社会保険等の被用者保険に加入している場合は異なることがありますので、加入している健康保険にお問い合わせください。

※70歳未満の人の場合、合算の対象となる一部負担金は、診療を受けた暦月（1日から末日まで）で各医療機関の、入院・外来別、医科・歯科別で、21,000円以上の保険内の支払いのあるもの（外来診療で院外処方がある場合は、処方箋を出した医療機関の外来分と薬代の合計額が、21,000円以上の保険内の支払いがあるもの）です。食事代や保険外（差額ベッド代等）の支払いは対象になりません。上記の条件を満たしている一部負担金の合計が世帯の限度額を超えた場合、その超えている分が申請することにより支給されます。

※表中の（ ）内の金額は診療を受けた月を含む過去12か月間に4回以上自己負担限度額以上の負担があった場合の4回目以降の自己負担限度額です。

申請・問い合わせ先 資格確認書、資格情報のお知らせ等に記載されている健康保険
にお問い合わせください

(6) 限度額適用認定証等の交付

事前に限度額適用認定証（市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を申請し、医療機関などの窓口で提示することで、同一医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）での同一月の保険内診療分の支払いが上記【70歳未満の自己負担限度額】の表にある自己負担限度額までとなります。

※オンライン資格確認を導入している医療機関では、限度額適用認定証等を提示しなくても、適用される場合がありますので、医療機関でご確認ください。

申請・問い合わせ先 資格確認書、資格情報のお知らせ等に記載されている健康保険
にお問い合わせください

(7) 家族療養付加金

加入している健康保険によっては、「高額療養費」に加え、独自の助成を行っている場合があります。制度の有無・内容は、加入している健康保険により異なります。

申請・問い合わせ先 資格確認書、資格情報のお知らせ等に記載されている健康保険にお問い合わせください

(8) 未熟児養育医療

対象者

下記の①②のいずれかに該当する乳児

- ①出生時の体重が2,000グラム以下
- ②生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

一般状態	ア 運動不安、痙攣があるもの イ 運動が異常に少ないもの
体温	体温が摂氏34度以下
呼吸器及び循環器系	ア 強度のチアノーゼが持続するもの、またはチアノーゼ発作を繰り返すもの イ 呼吸回数が毎分50以上で増加の傾向にあるか、または毎分30以下のもの ウ 出血傾向の強いもの
消化器系	ア 生後24時間以上排便のないもの イ 生後48時間以上嘔吐が持続するもの ウ 血性吐物、または血性の便があるもの
黄疸	生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

助成内容

指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合の保険診療（健康保険）による医療費（食事療養費含む）の一部が助成されます。ただし、家族の収入の状況に応じて医療費の一部負担があります。一部負担については、こども医療費助成制度（⇒P12）または母子・父子家庭等医療費助成制度（⇒P12）の対象になります。なお、保険対象外の費用（おむつ代など）は対象となりません。退院までに申請をしてください。

申請・問い合わせ先 母子保健課 TEL 216-1485

(9) 自立支援医療（育成医療）

対象者

18歳未満の身体に障害がある、または治療を行わないと将来障害を残すと認められる疾患があり、治療によって確実な治療効果が期待できると認められる児童

対象となる障害（疾患）

- ◎肢体不自由 ◎視覚障害 ◎聴覚・平衡機能障害 ◎音声・言語・咀嚼機能障害
- ◎心臓機能障害 ◎腎臓機能障害 ◎小腸機能障害 ◎免疫機能障害 ◎肝臓機能障害
- ◎その他内臓障害

助成内容

指定医療機関で治療を受ける場合、医療機関で支払う自己負担金は、原則医療費総額の1割となります。ただし、市町村民税の課税状況に応じた自己負担金の上限額（月額）が設けられています（下記表）。なお、入院時食事療養費は助成の対象とはなりません。自己負担については、こども医療費助成制度（⇒P 12）または母子・父子家庭等医療費助成制度（⇒P 12）、または重度心身障害者等医療費助成（⇒P 13）の対象になります。原則事前申請です。認定開始日は申請受付日からとなりますので、病院を受診した日に母子保健課（TEL 216-1485）に連絡してください。

【所得区分と負担上限月額】

区分	一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
	生活保護世帯	市町村民税非課税		市町村民税 < 3.3万円 (所得割)	3.3万円 ≤ 市町村民税 < 23.5万円 (所得割)	23.5万円 ≤ 市町村民税 (所得割)
		収入 ≤ 80万9千円	収入 > 80万9千円			
負担上限月額	0円	2,500円	5,000円	5,000円※3	10,000円※3	対象外※1
				高額治療継続者（重度かつ継続）		

- ※1 一定所得以上に該当する世帯は制度の対象外となりますが、高額治療継続者に該当する場合は、制度の対象となります。
- ※2 高額治療継続者（重度かつ継続）とは、腎臓機能障害（慢性腎不全、腎移植を必要とするもの）、小腸機能障害、免疫機能障害（ヒト免疫不全ウイルスによるもの）、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）の疾患に罹患している児童。もしくは疾病に関わらず、高額な医療費負担が継続する世帯（申請前の1年以内に医療保険の高額療養費を3回以上受けた世帯）に属する児童

申請・問い合わせ先 母子保健課 TEL 216-1485

(10) 精神通院医療

適正な精神医療を普及し早期治療を図るため、県が指定した医療機関に通院して精神医療を受ける場合に、対象医療費の1割を自己負担とする医療費公費負担制度です。

対象疾患 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、発達障害 など

助成内容 指定医療機関で治療を受ける場合、医療機関で支払う自己負担金は、原則医療費総額の1割となります。ただし、市町村民税の課税状況に応じた自己負担金の上限額（月額）が設けられています（下記表）

【所得区分と負担上限月額】

区分	一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
	生活保護世帯	市町村民税非課税		市町村民税 < 3.3万円 (所得割)	3.3万円 ≤ 市町村民税 < 23.5万円 (所得割)	23.5万円 ≤ 市町村民税 (所得割)
		収入 ≤ 80万9千円	収入 > 80万9千円			
負担上限月額	0円	2,500円	5,000円	上限なし	上限なし	対象外※1
				高額治療継続者（重度かつ継続）		
				5,000円※2	10,000円※2	20,000円※2

※1 一定所得以上に該当する世帯は制度の対象外となりますが、高額治療継続者に該当する場合は、制度の対象となります

※2 高額治療継続者（重度かつ継続）とは、統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん等に罹患されている方又は精神医療に3年以上の経験を有する医師が判断した方、精神疾患について作成された『「重度かつ継続」に関する意見書』の提出があった方

申請・問い合わせ先 保健支援課 TEL 803-6929

※各保健福祉課（吉田支所・桜島支所・松元支所・郡山支所・喜入支所）でも手続きができます

(11) 特定医療費（指定難病）助成

対象者

対象となる348疾病について、申請をして審査の結果、基準に該当すると判定された人（詳細は、厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp>「難病対策」のカテゴリーをご覧ください。）



助成内容

特定医療費（指定難病）受給者証に記載された疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に対する医療費の一部が助成されます。

申請・問い合わせ先 保健支援課 TEL 803-6929

鹿児島県難病相談・支援センター TEL 218-3134

(12) 医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは所得控除を受けることができます。

対象となる医療費の要件

その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費のうち、納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費

対象となる金額

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

(実際に支払った医療費の合計額 - (1) の金額) - (2) の金額

(1) 保険金などで補填される金額

(例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など

※保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

(2) 10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額）

必要な手続き

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署に対して提出してください。なお、給与所得のある方について、給与所得の源泉徴収票は、確定申告書への添付又は確定申告書を提出する際の提示が不要ですが、確定申告書を作成するには給与所得の源泉徴収票が必要となりますので、確定申告相談会場等へお越しになる場合は忘れずにお持ちください。

※確定申告の手続きは、マイナンバーカードを利用した自宅からのe-Taxが大変便利です。是非ご利用ください。

なお、社会保険診療報酬支払基金等が発行する医療費通知情報は、マイナポータル連携により確定申告書に自動入力することができます。詳しくは、国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

提出書類等

医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。医療保険者から交付を受けた医療費通知（注）がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。なお、医療費控除の明細書の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年を経過する日までの間、医療費の領収書（医療費通知を添付したものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。

（注）医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の

全ての事項の記載があるもの（後期高齢者医療広域連合から発行された書類の場合は③を除く。）及びインターネットを使用して医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名並びにその電子証明書が付されたものをいいます。①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

なお、上記の医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類に代えて、次のいずれかの書類の添付ができます。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険団体連合会の医療保険者等の医療費の額を通知する書類に記載すべき事項が記載された書類またはその書類に記載した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。
- (2) において同じです。）
- (2) 医療保険者等の医療費の額を通知する書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、自己がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときは、通常の医療費控除との選択により、その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金等により補填される部分の金額を除きます。）のうち、1万2千円を超える部分の金額（8万8千円を限度）を控除額とするセルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受けることができます。ただし、この控除を受ける方は通常の医療費控除を受けることが出来ませんのでご注意ください。

詳しくは国税庁HPをご覧ください。

問い合わせ先 鹿児島税務署 Tel 255-8111

音声案内に従い「1」番を選択してください。

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給

【参考（日本眼科学会のホームページより）】

小児の弱視、斜視および先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡およびコンタクトレンズ（以下「治療用眼鏡等」という）の作成費用が、健康保険の適用となり、患者様負担割合以外の額が療養費として償還払い扱いで、患者様に給付されることになりました。

対象年齢は9歳未満で、上記の「治療用眼鏡等」が給付対象です。一般的な近視などに用いる眼鏡やアイパッチ、フレネル膜プリズムは対象となっていません。

申請・問い合わせ先 資格確認書、資格情報のお知らせ等に記載されている健康保険にお問い合わせください。



2 こどもの手当

(1) 児童手当

対象者

高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育している方。

助成内容

出生・転入により新たに受給資格が生じた場合は、認定請求の手続きが必要です。出生日又は前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きをされないと、支給されない月が発生することがありますのでご注意ください。

【児童1人に対する支給月額】

◇0歳～3歳未満 : 15,000円

◇3歳～高校生年代 : 10,000円

◇0歳～高校生年代（第3子以降）: 30,000円

※「第3子以降」とは、親等の経済的負担がある22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子から数えます。

申請・問い合わせ先

こども福祉課児童給付係 Tel 216-1261

※谷山子育て支援課、各支所福祉課・各保健福祉課でも
手続きができます

(2) 児童扶養手当

対象者

次の条件にあてはまる「児童」を監護している父・母（父の場合は児童と生計をおなじくしているとき）、又は父・母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日までをいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

対象となる場合

◇父母が婚姻を解消した児童：離婚

◇父又は母が死亡した児童：死亡

◇父又は母が重度の障害の状態にある児童：障害

◇父又は母の生死が明らかでない児童：生死不明

◇父又は母に1年以上遺棄されている児童：遺棄

◇父又は母が保護命令を受けた児童：保護命令

◇父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童：拘禁

◇母が婚姻によらないで懐胎した児童：未婚

◇上記以外で父母があきらかでない児童：その他

対象とならない場合

◇父又は母が婚姻しているとき（内縁関係、同居など婚姻の届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の場合も含みます）

◇児童が里親に委託されたり児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき

◇児童や父や母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき

助成内容

●手当額 令和8年4月時点

	1人	2人	3人
全部支給	月額 48,050 円	月額 59,400 円	月額 70,750 円
一部支給	所得に応じて 月額 48,040 円 ～ 11,340 円	所得に応じて 1人の手当額に 11,340 円～ 5,680 円 までを加算した金額	所得に応じて 2人目の加算額と同額 を加算した金額

●所得制限限度額表

扶養親族等の数	請求者（本人）		扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者の 所得制限限度額
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額	
0人	690,000 円	2080,000 円	2,360,000 円
1人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
4人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円

請求者（本人）の前年（1月から10月までの月分の手当については前々年）の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

申請・問い合わせ先

こども福祉課家庭福祉係 Tel 216-1260

※谷山子育て支援課、各支所福祉課・各保健福祉課でも
手続きができます

(3) 市民福祉手当（遺児等修学手当）

対象者

次の（１）（２）どちらも満たす方

※児童が児童福祉施設等に入所しているとき（母子生活支援施設を除く）は支給されません

（１）基準日（毎年４月１日）現在で、次のいずれかに該当する義務教育中の児童を養育している方（事実婚がある場合は該当しません。（⑥、⑦を除く））

- ①父母が離婚している方
- ②婚姻外の子で父母の一方または両方いない方
- ③父か母が死亡している方
- ④父か母が法令によって１年以上拘禁されている方
- ⑤父母の一方または両方が引き続き１年以上行方不明若しくは養育を怠っている方
- ⑥父母の一方または両方が傷病により３年以上療養中で、常時監視または介護が必要である方
- ⑦父母の一方が重度障害である方（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２・Ｂ１、精神障害者保健福祉手帳１・２級）
- ⑧父母の一方が配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令を受けた方

（２）基準日（毎年４月１日）現在で、申請者及び対象児童の住民登録が本市にあり、引き続き１年以上居住していること。

助成内容

児童１人につき年額２４，０００円

申請・問い合わせ先 こども福祉課家庭福祉係 Tel 216-1260

※谷山子育て支援課、各支所福祉課・各保健福祉課でも
手続きができます

3 障害者手帳と関連する手当など

(1) 制度

障害者の方を対象とした手帳には「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があり、手帳を持つことで、福祉サービスや税の減免などが受けられます。

①身体障害者手帳

身体障害者手帳は、申請に基づいて、目や耳、手足などに定められた程度以上の永続する障害がある人に交付されます。

【障害の範囲】

- ◎視覚障害
- ◎聴覚障害または平衡機能障害
- ◎音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ◎心臓、じん臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害
- ◎肢体不自由

【障害の程度】

障害の程度は、重い方から順に、1級から7級まで分けられています。身体障害者手帳が交付されるのは、各障害程度の総合が1級から6級までの方となります。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 TEL 216-1273

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

②療育手帳

療育手帳は、申請に基づいて、知的障害者に対して鹿児島県知事から交付されます。

【障害の程度】

障害の程度は、重い方から順に、A1、A2、B1、B2に分けられています。障害の程度は、17歳までの方は県中央児童相談所で、18歳以上の方は県知的障害者更生相談所で判定されます。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 TEL 216-1273

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

③精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、精神障害者に対して鹿児島県知事から交付されます。発達障害や高次脳機能障害と判断された方も申請できます。

【障害の程度】

障害の程度は県精神保健福祉センターで判定され、1級から3級まで分けられています。

申請・問い合わせ先 保健支援課 TEL 803-6929

※各保健福祉課（吉田支所・桜島支所・松元支所・郡山支所・喜入支所）でも手続きができます

(2) 手当等

①特別児童扶養手当

対象者

20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障害をお持ちの児童を監護している父もしくは母（所得が多い方）、または父母にかわってその児童を養育している方（養育者）。

対象とならない場合

- ◇児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ◇児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けられることができないとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます）
- ◇児童が、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき

助成内容

●手当額（児童1人あたり）

区分	令和8年4月～
1級（重度障害児）	月額 58,450 円
2級（中度障害児）	月額 38,930 円

対象児童の数と等級に応じて支給されます。ただし、前年（申請月が1月から6月までの場合は前々年）の所得が限度額以上の場合は、手当の支給が停止されます。

●所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	請求者（本人）	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円
5人以上	以下 380,000 円ずつ加算	以下 213,000 円ずつ加算

請求者（本人）の前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）の収入から給与所得控除等を控除した所得額と上表の額を比較して、支給か支給停止か決定されます。

申請・問い合わせ先

こども福祉課家庭福祉係 Tel 216-1260

※谷山子育て支援課、各支所福祉課・各保健福祉課でも
手続きができます

②障害児福祉手当

対象者

重度の障害のため日常生活において介護を要する20歳未満の児童

※対象児童とその扶養義務者について所得制限があります

※児童が施設に入所している場合には支給されません

対象となる場合

ア～ウのいずれかにあてはまる方（詳しくはおたずねください）

ア 身体障害者手帳1級・2級（一部該当しない障害があります）をお持ちの児童

イ 療育手帳A1をお持ちの児童

ウ ア・イと同程度の障害がある児童

助成内容

助成金額16,560円（月額）（令和8年4月から）

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

③市民福祉手当（重度障害児手当）

対象者

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住している20歳未満の児童の保護者

※児童が施設に入所している場合や、障害児福祉手当を受給している方には支給されません

対象となる場合

ア～エのいずれかにあてはまる方（詳しくはおたずねください。）

ア 身体障害者手帳1級・2級を所持している児童の保護者

イ 療育手帳A1、A2、B1を所持している児童の保護者

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持している児童の保護者

※病院に入院措置されている場合を除きます

エ ア・イ・ウと同程度の障害児の保護者

助成内容

助成金額24,000円（年額）（令和8年3月現在）

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

④心身障害者扶養共済制度

対象者

次のア～ウの方を扶養している64歳までの健康な方

ア 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方

イ 療育手帳をお持ちの方

ウ 身体や精神に、ア・イと同程度の永続的な障害のある方

内容

心身障害児（者）を扶養する方（加入者）が生存中に一定額の掛金を払うことで、加入者が死亡または重度の障害者となった場合、残された心身障害児（者）に生涯、年金が支給されます。

【掛金の金額】 加入時の年齢によって掛金の金額が決まります。

※市県民税非課税世帯の方及び生活保護受給者は、掛金の減額・免除の制度があります

【年金の種類】 1口加入者－20,000円（月額） 2口加入者－40,000円（月額）

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

（3）移動や交通サービス

①市電・バス・桜島フェリーの無料パス券（友愛パス）

市内に在住の障害者が市内間で乗り降りする場合に、市電・バス（全社共通）・桜島フェリーを無料で利用できるパス券（友愛パス）を交付します。友愛タクシー券の交付を受けている方は、友愛パスは受けられません。

対象者

□6歳以上の方で次のいずれかにあてはまる方

ア 身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方（4級は65歳以上）

イ 療育手帳をお持ちの方

ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

エ 原爆被爆者諸手当を受給されている方

□利用交通機関

◎市電 ◎市バス（シティービューを含む） ◎桜島フェリー

◎民営バス（いわさきコーポレーション・南国交通・JR九州バス）

※ただし、定期観光バスなど特別に運行しているバスは利用できません。

□通用区間

鹿児島市内での乗り降りにのみ有効です。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

②フェリー運賃の割引

民営の船（船の車両運賃は対象外）も、身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示すると、運賃の割引が受けられます。

問い合わせ先 詳しくは各販売窓口などにおたずねください

③JR 運賃割引・航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示するとJR運賃や航空運賃の割引が受けられます。

問い合わせ先 詳しくはJR乗車券販売窓口、各航空会社におたずねください

④有料道路通行料金の割引

次の場合には、有料道路通行料金が5割引になる制度を利用できます。

割引の対象

- ア 第1種身体障害者（児）・第1種知的障害者（児）の常時介護人が、障害者（児）本人、同一生計者または日常的に介護している方の名義の自動車等（営業用を除く）を運転し、障害者（児）本人が同乗する場合
- イ 身体障害者手帳をお持ちの方が自分名義または同一生計者の名義の自動車等（営業用を除く）を自分で運転する場合

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

⑤友愛タクシー券

対象者

下記に該当される障害者（児）の方に交付します。友愛パスの交付を受けている方は、友愛タクシー券は受けられません。

身体障害者手帳をお持ちの方	視覚障害1級～2級 内部障害1級 下肢障害1級～4級（4級は65歳以上） 体幹障害1級～3級
療育手帳をお持ちの方	A1、A2、A
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	1級

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

⑥タクシー運賃の割引・福祉タクシー

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示すると、タクシー運賃の割引が受けられます。また、在宅の重度障害者の社会参加の推進を図るため、車いすや寝台（ストレッチャー）に乗ったまま利用できるタクシーがあります。利用する場合は事前に予約してください。

問い合わせ先 詳しくは各タクシー会社におたずねください

⑦福祉有償運送

単独で公共交通機関（電車やバス、タクシーなど）を利用して移動することが困難な障害者（児）や要介護認定を受けている方等へ、NPO法人などが行うサービスです。

対象者

29ページの表の方及びその付添人 ※友愛タクシー券の使用はできません。

身体障害者手帳をお持ちの方	視覚障害 1 級～2 級 内部障害 1 級 下肢障害 1 級～4 級（4 級は 6 5 歳以上） 体幹障害 1 級～3 級
療育手帳をお持ちの方	A1、A2、A
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	1 級

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

要介護認定を受けている方等についてはお問い合わせください

⑧パーキング・パーミット制度（鹿児島県身障者用駐車場利用証制度）

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や介護の必要な高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付します。

対象者

【有効期間 5 年】

- ◇身体障害により歩行困難な方：基準あり
- ◇知的障害により歩行困難な方：療育手帳の障害の程度欄が「A」、「A1」または「A2」
- ◇精神障害により歩行困難な方：精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」
- ◇高齢により歩行困難な方：要介護状態区分で「要介護 2」以上の方
- ◇難病により歩行困難な方：特定医療費（指定難病）受給者

【有効期間 1 年未満】

- ◇妊産婦の方：妊娠 7 か月～産後 3 か月（申請手続は、出産予定日の 4 ヶ月前から可能）
- ◇けが人の方：車いす、杖等の使用期間

申請・問い合わせ先 県庁障害福祉課 Tel 286-2746

ハートピアかごしま Tel 220-5165

⑨駐車禁止除外指定車標章

鹿児島県公安委員会では、歩行の困難な身体障害者等が自動車を利用しやすいように、基準に該当する方に対して、駐車禁止場所において駐車することが可能になる「駐車禁止除外指定車標章」を交付しています。

申請・問い合わせ先 住所地を管轄する警察署へおたずねください

その他、手帳で利用できる制度や各種料金の割引については
ゆうあいガイドブック（障害福祉課発行）にも掲載されています

IV 療養生活に役立つサービス

1 日常生活用具・補装具が必要なとき

(1) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

対象者

下記の3点を満たす方

- ①小児慢性特定疾病医療費医療受給者証をお持ちで、下段「給付対象種目一覧」の種目毎の「対象者」欄に掲げる要件に該当する方
- ②在宅での療養が可能な方で、日常生活用具の給付を必要とする方
- ③障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方

助成内容

種目ごとに定められた基準額（下段「給付対象種目一覧」の「基準額」欄参照）から、世帯の収入状況に応じた自己負担額を差し引いた額を助成します。なお、用具の購入にかかる費用の内、基準額を上回る分については、自己負担となります。

※ 決定通知後の購入が対象となります

※ 決定通知までに3週間から1か月かかります

●給付対象種目一覧

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	対象児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	4,900円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	166,320円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので対象児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	73,700円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,560円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が対象児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,500円
車いす	下肢が不自由な者	対象児の身体機能を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの	5年	77,440円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 対象児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	66,000円

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象児又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	99,000円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	対象児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの ※紫外線カットクリームは、基準額を限度とし、1年度に1回の給付となります。	—	41,580円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	5年	173,250円
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	113,520円
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	128,700円
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	—	170,500円

※耐用年数の定めがある用具については、耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることができませんのでご注意ください

※ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）、人工鼻、チューブ型包帯は1年度に複数回給付できるものとしませんが、基準額が1年度の給付合計額の上限となります

申請・問い合わせ先 母子保健課 TEL 216-1485

(2) 日常生活用具給付事業

障害者（児）又は難病患者等の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します（市町村民税額に応じた負担金があります）。

対象者	日常生活用具の給付品目等（主なもの）
肢体不自由	特殊寝台、特殊便器、入浴補助用具、特殊マットなど
視覚障害	視覚障害者用時計、ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器など
聴覚障害	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用屋内信号装置など
内部障害	透析液加温器、吸引器、ネブライザー、発電機、バッテリー、ストーマ用装具（消化器系・尿路系）など
共通	火災警報器、自動消火器など

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

保健支援課 Tel 803-6929

（※精神保健福祉手帳1級の方）

(3) 補装具の交付

障害者（児）又は難病患者等の身体上の障害を補い、身体に必要な機能を獲得するために、次のような補装具の購入・修理・借受けに関わる費用を支給します。（原則1割の自己負担があります。）17歳までの障害児の方には、児童用の補装具があります。

対象者	補装具の種目（主なもの）
視覚障害者	眼鏡・視覚障害者用安全杖・義眼
聴覚障害者	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
肢体不自由者	車いす・電動車いす・歩行補助杖（一本杖以外）・歩行器・義手・義足・上下肢装具・姿勢保持装置・排便補助具・重度障害者意志伝達装置

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

(4) 福祉用具の貸出

必要な方に、下記の福祉用具を貸し出しています。

種目	対象者	貸与期間
車いす	医療機関への通院、旅行等社会生活上必要とする者	1か月

※台数に限りがございますのでおたずねください。

申請・問い合わせ先 市社会福祉協議会 Tel 221-6071

(5) 難聴児補聴器購入費助成事業

対象者

次のすべてを満たす方

- ア 18歳未満の難聴児の保護者で本市に居住する方
- イ 原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ウ 補聴器装用により、言語の習得、教育及び社会適応訓練の促進に一定の効果が期待できると医師が認める方

助成内容

助成対象：補聴器購入及び修理に係る費用

助成割合：基準価格と申請額のいずれか低い方の金額の2/3

ただし、市民税非課税及び生活保護世帯は全額

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

(6) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業

対象者

次のすべてを満たす方

- ア 在宅で常時、人工呼吸器・酸素濃縮器を使用している方
- イ 呼吸器機能障害1級又は3級の方、これに準ずる方で特に市長が認める方
- ウ 生計中心者の市町村民税が非課税の世帯の方

助成内容

人工呼吸器・酸素濃縮器の電気料の一部を助成します。

助成金：月額2,000円

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

(7) がん患者アピアランスケア支援事業

がん患者の就労等の社会生活を支援するため、医療用ウィッグや乳房（胸部）補整具を必要とする方に、購入費用の一部を助成します。

対象者

次のすべてを満たす方

- ア 申請日時点で鹿児島市に住所を有する方
- イ がん治療による脱毛や乳房切除に対応するためのウィッグや乳房（胸部）補整具が必要な方

助成内容

助成対象：当該年度内に購入したウィッグ及び乳房（胸部）補整具

※申請は対象者1人につき1回限り

助成金額：補助割合100%

ウィッグ：上限20,000円、乳房（胸部）補整具：上限10,000円

申請期限：対象となるウィッグ及び乳房（胸部）補整具の購入日の属する年度内

備考：対象者が未成年の場合は、保護者が申請者となります

申請・問い合わせ先 保健予防課 TEL 803-6927

（8）若年がん患者に対する療養支援事業

若年のがん患者が住み慣れた自宅で、自分らしく安心して生活が送れるよう、在宅生活を支援し、患者とその家族の負担軽減を図るため、居宅サービス利用などの経費の一部を助成します。

対象者

次のすべてを満たす方

- ア 鹿児島市に住所を有する方
- イ 40歳未満の方
- ウ 在宅生活のため支援及び介護が必要な方
- エ 治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

助成内容

助成割合：対象サービスの費用（記載の上限額まで）の9割相当額を助成。

※ただし生活保護世帯の方については10割相当額を助成

対象経費の上限額：

- ◇訪問介護および訪問入浴介護にかかるサービス費（0歳から19歳まで）
上限月額50,000円
- ◇訪問介護および訪問入浴介護にかかるサービス費および福祉用具貸与の
利用料（20歳から39歳まで） 上限月額80,000円 ※注1
- ◇福祉用具購入費（20歳から39歳まで） 上限50,000円
- ◇住宅改修費（0歳から39歳まで） 上限200,000円
- ◇認定にかかる経費（0歳から39歳まで） 上限5,000円
- ◇交通費（0歳から39歳まで） 上限7,000円

※注1 18歳または19歳の方で、小児慢性特定疾病医療費助成を受けていない場合は20～39歳のサービスと同様の取扱。

申請・問い合わせ先 保健予防課 TEL 803-6927

2 ご家族の介護負担を軽減するサービス

(1) ファミリーハウス ～長期入院中のお子さんの付き添い時に利用できるサービス～

自宅を離れて鹿児島市内の病院に通院あるいは入院する患児とご家族のための施設です。かごしまファミリーハウスは、鹿児島大学病院 小児診療センター小児科内、認定特定非営利活動法人こども医療ネットワークが運営しています。

連絡先：080-2711-7514（中間）

ホスピタル・ホスピタリティ・ハウス（JHHH）ネットワークの
WEB サイトからも情報を得ることが出来ます。



(2) 訪問看護 ～在宅療養中のお子さんが利用できるサービス～

ご家族が安心して過ごせるように、看護師が家庭を訪問し、お子さんとご家族を支えるサービスです。主治医と連携しながら、病状の観察や医療機器の管理、看護技術等に関する相談や支援を行います。

利用料は医療保険の自己負担分となりますが、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証をお持ちの方は、その疾病に関連する訪問看護利用料は受診者証に記載されている自己負担上限月額までになります。

問い合わせ先 主治医に相談のうえ、各訪問看護ステーションにお問い合わせください。

●鹿児島市指定小児慢性特定疾病医療機関訪問看護事業所

こちらの二次元コードからご確認ください。

申請・問い合わせ先 母子保健課 Tel 216-1485



(3) かごしま子ども在宅療養ナビ「そよかぜ」

医療的ケアや発育・発達のフォローが必要なお子さんと一緒に暮らしていくご家族にとって、役立つ情報を提供するためのウェブサイトです。

URL：<https://www.soyokaze-kagoshima.jp/> 公式 Instagram



問い合わせ先 鹿児島県子育て支援課 Tel 286-2763

(4) 障害者手帳をお持ちのお子さん・難病等のお子さんが利用できるサービス

①障害福祉サービス

対象者

障害支援区分が区分1以上の方。(障害児はこれに相当する心身の状態。)

内容

障害児が利用できる障害福祉サービスには、在宅で訪問を受けたり通所などで利用するサービスとして、「居宅介護（ホームヘルプ）」や「短期入所（ショートステイ）」などがあります。

月ごとの利用者負担には上限があります。障害福祉サービスの負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、サービスに要する費用の1割相当額の方が低い場合には、1割相当額を負担することになります。なお、生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯の場合は無料となります。また、本市独自に課税世帯の利用者負担額の2分の1を助成しています。障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

申請・問い合わせ先

障害福祉課自立支援係 TEL 216-1304

保健支援課 TEL 803-6929

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

②居宅介護（ホームヘルプ） ※障害福祉サービスの一つです

対象者

障害支援区分が区分1以上の方。(障害児はこれに相当する心身の状態。)

ただし、通院介助（身体介護を伴う）の場合は区分2以上に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち該当項目に認定されている場合。

内容

- ◆食事・トイレ・入浴の介護や通院の介助（身体介護）
- ◆調理・洗濯・掃除・買い物などの家事サービス（家事援助）
- ◆生活・身上・介護に関する相談や助言（相談助言）

申請・問い合わせ先

障害福祉課自立支援係 TEL 216-1304

保健支援課 TEL 803-6929

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

③移動支援事業（ガイドヘルプ）

対象者

- ア 身体障害者手帳の第1種または療育手帳をお持ちの方
 - イ 精神障害者のうち障害支援区分が区分1以上の方で、かつ「行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表」において5点以上の方
 - ウ 難病患者等で、屋外の移動に困難がある方
 - エ 65歳到達前の過去5年間継続して移動支援の支給決定を受けていた方
- ※重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護及び行動援護の利用者は対象外です

内容

屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、ヘルパーを派遣し、外出時の支援を行います。

利用料金：1時間あたり 身体介護を伴う 200円

身体介護を伴わない 75円

（生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯の場合は無料）

基本時間：15時間／月

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 TEL 216-1304

保健支援課 TEL 803-6929

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

④短期入所（ショートステイ） ※障害福祉サービスの一つです。

対象者

障害支援区分が区分1以上の方。

障害児はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分1以上に該当する方。

内容

居宅において障害者（児）の介護を行う人が、疾病その他の理由により介護ができなくなったとき、障害者支援施設や医療施設等への短期間の入所を必要とする障害者（児）に宿泊を伴うサービスを提供します。

なお、介護保険の給付対象者は介護保険のショートステイの利用が優先されます。

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 TEL 216-1304

保健支援課 TEL 803-6929

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

⑤日中一時支援事業（日帰りのショートステイ）

対象者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス「短期入所（ショートステイ）」の支給決定を受けている障害者及び障害児。

内容

障害者（児）を介助する方が、疾病その他の理由により在宅での介護ができないときに、一時的に施設が預かるサービスを提供します。

利用料金：一般 1時間当たり30円

医療型 1時間当たり40円

（生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯の場合は無料）

基本時間：30時間／月

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel 216-1304

保健支援課 Tel 803-6929

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

⑥入浴サービス**対象者**

次のいずれかに当てはまる65歳未満の方で、家族の介助だけでは入浴することができない方

ア 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方

イ 療育手帳A1、A2、Aの知的障害者の方

助成内容

ねたきりなどのため家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対して、移動入浴車を派遣します。

利用料：無料

利用回数：1人1か月につき6回以内

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

⑦理髪・理容サービス**対象者**

在宅で外出困難な身体障害者手帳の肢体不自由1級をお持ちの65歳未満の方又は、視覚障害1級（65歳以上も可）をお持ちの方

助成内容

外出困難な重度の身体障害者（児）に対して、理容業者又は美容業者を自宅へ派遣して、頭髪のカットやひげそりなどのサービスをします。

利用料：無料（年3回まで）申請月により回数が異なります。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

⑧紙おむつ代などの助成

対象者

3歳以上で、次のア・イの両方にあてはまる方（生活保護受給者および施設入所者を除く）

ア 重度障害者・重度障害児

（身体障害者手帳肢体不自由1級～2級、療育手帳A1、A2、A）

イ 当該重度障害者、重度障害児の係る生計中心者の前年の市町村民税が非課税の方

助成内容

重度の障害があり、在宅又は病院等において紙おむつ・布おむつを使っている方のおむつの購入費用やレンタル費用の一部を助成します。（事前に登録が必要です。）

助成金：月額4,000円以内

〔助成金の請求には領収書が必要です。〕

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel 216-1273

⑨在宅重度心身障害児家族支援事業

対象者

18歳未満で、次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳1級又は2級所持者

イ 療育手帳A1又はA2所持者

ウ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1所持者

支援内容

在宅の重度心身障害児家族の負担軽減を目的に訪問看護を利用した分を助成します。（1人につき1年度あたり24時間を上限とし、1時間当たり7,520円を助成）

ご利用の訪問看護ステーションを通じて申請してください。

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel 216-1304

3 きょうだいがいる場合などに役立つサービス

(1) 保育所・認定こども園（保育所機能）・児童クラブ

保育所・認定こども園（保育所機能）は、ご両親が共に働いていたり、その他の事情により日中お子さんの保育ができない場合に、乳幼児期のお子さんを保育するところです。例えば、お母さんがケアの必要なお子さんを介護しなくてはならない場合に、一定の要件を満たせば、きょうだいが保育所・認定こども園（保育所機能）を利用できる場合があります。（0～2歳児については世帯の所得に応じた保育料が必要です。）利用を希望する場合は、市での利用申込等が必要となりますので市へご相談ください。

また、小学校に就学しているお子さんの場合は、放課後における適切な遊びと生活の場として、児童クラブが設置されています。（保護者負担金あり）

一時預かりを実施している保育所、認定こども園もあります。申し込みや利用料、具体的な相談は各保育所、認定こども園にお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

保育所・認定こども園：保育幼稚園課利用調整係 Tel 216-1258

児童クラブ：こども政策課放課後児童育成係 Tel 216-1259

(2) 子育て短期支援事業

①短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が病気や育児疲れなどにより一時的に家庭での養育が出来なくなった児童や、夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子を、児童福祉施設等で一時的に養育・保護する制度です。

【対象者】18歳未満の児童及び親子 【利用期間】おおむね7日以内

② 夜間養護等（トワイライト）事業

保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭での養育ができなくなったときに、その児童を児童福祉施設等で保護する制度です。

【対象者】18歳未満の児童

【利用期間】夜間養護事業：夕方（保育所、幼稚園、小学校終了後）～22時
休日預かり事業：朝～夕方（概ね18時）

【実施施設】

- 乳児院（やくし乳児院、鹿児島乳児院）
- 児童養護施設（三州原学園、桜島学園、仁風学園、愛の聖母園）
- 母子生活支援施設（①の母子保護のみ実施）
- ファミリーホーム（富永さんち、武田ホーム）

※こども家庭支援センター、こども福祉課、又は各支所の福祉課及び保健福祉課にて事前申請が必要です（利用者負担金あり、生活保護世帯等は無料）。

申請・問い合わせ先

児童の養育については	こども家庭支援センター	Tel 808-2665
母子の保護については	こども福祉課家庭福祉係	Tel 216-1260
	谷山子育て支援課	Tel 269-8473

(3)ファミリー・サポート・センター

育児や家事の援助を受けたい人（依頼会員）と、そのお手伝いを行いたい人（提供会員）が会員となって、子育てをお互いに助け合う組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。利用するには事前に入会の手続きが必要です。

対象者 依頼会員

（育児支援）

鹿児島市に居住または勤務する方で、生後6か月から18歳までの子どもがいる方

【援助できる内容】

- ・ 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること
- ・ 保育施設の保育終了後、子どもを預かること
- ・ 学校の放課後、子どもを預かること 等

このほかにも、子育てを離れて自分自身の時間を持ちたいという方々に対しても援助ができます。詳しい援助内容はお問い合わせください。

（家事支援）

鹿児島市に居住する方で、母子健康手帳交付の日から出産後6か月までの方

【援助できる内容】

洗濯、掃除、買い物、食事の準備

【料金の基準】

一時保育・家事	月～金曜日 7～19時	1時間当たり600円
	上記以外	1時間当たり700円
	土曜・日曜・祝日 年未年始(12/29～1/3)	1時間当たり700円
軽度の病児保育		1時間当たり700円

申請・問い合わせ先 鹿児島市ファミリー・サポート・センター Tel 226-7855
(開館時間 9～17時 12/29～1/3を除く)
(中町4-13)

V 入園や就学など

1 入園

幼稚園・保育所・認定こども園

<p>幼稚園 【対象年齢】 満3歳～小学校就学前</p> <p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p>	<p>昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の長期休み期間中の一時預かりなどを実施しています。利用できる保護者に制限はありません。</p>
<p>保育所 【対象年齢】 0歳～小学校就学前</p> <p>就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育（養護と教育）する施設</p>	<p>就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって、0歳から小学校就学前までの乳幼児を保育する児童福祉施設です。 朝から夕方の保育のほか、延長保育を実施。</p>
<p>認定こども園 【対象年齢】 0歳～小学校就学前</p> <p>教育と保育を一体的に行う施設</p>	<p>幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。 ※保育所機能を利用する場合は保育の必要性の認定を受けることが必要です。 ※施設によって受け入れる子どもの年齢に違いがあります。</p>

※幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能を利用する場合は、各施設へご相談ください。

※保育所及び認定こども園の保育所機能を利用する場合は、市での利用申込み等が必要となりますので市へご相談ください。

※医療的ケア児が保育所及び認定こども園を利用する場合は、市へ事前に利用について、ご相談ください。

問い合わせ先

保育幼稚園課 Tel 216-1258

保育幼稚園課（医療的ケア児担当） Tel 216-1223

2 就学・学校生活

(1) 就学教育相談 ～小学校入学前に～

例年、8～11月頃に、特別な支援が必要と思われる幼児及び保護者を対象に就学についての相談を受ける「就学教育相談会」が実施されます。申込みは、各幼稚園や保育所等からとなります。就学先は障害の状態等によって小学校の特別支援学級、通級指導教室、通常の学級、県立の特別支援学校があります。また、障害の状態等により特別支援学校への通学が困難な場合は、特別支援学校の先生が家庭などを訪問して指導をする訪問教育を実施しています。

申込・問い合わせ先 学校教育課 Tel 227-1941

(2) 幼児・児童・生徒の教育相談

●市教育相談室（鹿児島市教育委員会）

児童生徒や保護者、広く市民の方々からの教育に関する相談に応じます。学習、進路、不登校、いじめ、子育て等に関する相談がありましたら気軽にご連絡ください。電話相談と来所相談があります。

相談先	相談内容	相談方法等
教育相談	学習、進路、不登校、子育てなど、教育全般に関する相談	電話番号：099-226-1345 ○電話相談 月～金曜日 9:30～20:00 土曜日 9:00～12:00 ○来所相談（事前の予約が必要です。） 月～金曜日 10:00～16:30 土曜日 9:00～12:00 ※どちらも、日曜・祝日・年末年始を除く
いじめ電話相談 ～心のダイヤル～	いじめに関する相談	電話番号：099-224-1179 ○電話相談 曜日や時間は、教育相談と同じです。 ○来所相談（事前の予約が必要です。） 曜日や時間は、教育相談と同じです。 ※どちらも、日曜・祝日・年末年始を除く

【場所】市教育総合センター1階（山下町6-1）

(3) 特別支援学級・通級指導教室

令和7年5月1日現在

障害の種類		設置状況
知的障害	特別支援学級	小学校 147 学級、中学校 62 学級
自閉症・情緒障害		小学校 257 学級、中学校 81 学級
病弱・身体虚弱		小学校 14 学級、中学校 3 学級
肢体不自由		小学校 14 学級、中学校 6 学級
難聴		小学校 5 学級、中学校 3 学級
弱視		小学校 1 学級
言語障害	通級指導教室	名山小・谷山小・原良小・中郡小
自閉症・情緒障害		山下小・谷山小・吉野小・城南小・武岡台小 紫原小・南小・原良小・八幡小・宮川小 石谷小・福平小・川上小 皇徳寺中・鹿児島玉龍中
難聴		鹿児島聾学校
LD・ADHD		山下小・川上小・中山小・甲南中

(4) 特別支援学校

令和7年4月1日現在

障害の種類	就学先・設置状況
知的障害・肢体不自由	県立武岡台特別支援学校・県立鹿児島特別支援学校・県立鹿児島南特別支援学校・県立串木野特別支援学校
知的障害	県立鹿児島高等特別支援学校（高等部のみ） 国立大学法人鹿児島大学教育学部附属特別支援学校
聴覚障害	県立鹿児島聾学校
視覚障害	県立鹿児島盲学校
知的障害・肢体不自由・病弱	県立指宿特別支援学校
病弱・肢体不自由	県立加治木特別支援学校

※居住地により通学区域が定められています。

(5) 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級や特別支援学校などへの就学に必要な経費（給食費・学用品・通学費など）の一部が助成される制度があります（所得制限あり）。

問い合わせ先 総務課 Tel 227-1922（※特別支援学級のみ）

(6) 通級指導教室保護者交通費助成事業

他校の通級指導教室に公共交通機関や自家用車を利用して通級する児童生徒に付き添う保護者に対し、保護者の交通費の一部を助成しています。

問い合わせ先 総務課 Tel 227-1922

(7) 相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」

お子さんの成長をみんなで見守り、一緒に考え、支援していくために、鹿児島市では、相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」を作成しています。ぜひ、ご利用ください。

- ・様式につきましては、市のホームページからダウンロードできます。
（鹿児島市>子育て・教育>子育て支援>相談支援ファイル「夢 すこやかファイル」）
- ・保護者やご本人のそばにあって、いつでも活用することができるファイルです。
- ・お子さんとかかわる人々が、互いに手を取り合って継続した支援につながります。
- ・病院等でもらった診断票や検査結果、お薬の記録、幼稚園・保育所・こども園、療育等で作成した支援計画等をつづります。
- ・就学、進学、就職等にかかわる相談の際にご活用ください。

問い合わせ先 学校教育課 Tel 227-1941

3 療育

(1) 未就学児・就学児の「療育」

「療育」という言葉を初めて用いた高木憲次博士は、「療育とは医療、訓練、福祉など現代の科学を総動員し、その児童が持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成することである」と定義しています。

小さな集団の中で、お子様一人ひとりに合った丁寧な関わりができる療育の場に通うことで、仲間と一緒に「できた！上達した！」「自分にはいいところがある」と成功体験を積むことができます。そうすることで、こだわりが強い、場面の切り替えが苦手、ルールが守れない、落ち着きがない等の発達の気付きへ対応でき、お子様が幼稚園・保育園・学校での集団生活をスムーズに送るための手立てとなります。

お子さまの育ちの状況や特性を理解し、保護者の子育ての悩みや不安などの相談にも対応できる療育の場で安心して子育てしていきましょう。

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

名称	対象	内容
児童発達支援	未就学児	療育を必要とするお子さんが通所して、日常生活における基本動作の指導と集団生活に適応していくための支援を受けることができます。
放課後等デイサービス	就学児	療育を必要とするお子さんが通所して、日常生活における基本動作の指導と集団生活に適応していくための支援を受けることができます。
保育所等訪問支援	未就学児 就学児	支援員がお子さんの通う保育所や小学校などを訪問して、お子さんや保育所・小学校等の職員に対して、集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	未就学児 就学児	重度の障害などで通所での支援の利用が困難なお子さんに対して、支援員が居宅を訪問して発達支援を行います。

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

事業所一覧

鹿児島市ホームページで確認ください。

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 TEL 216-1304

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

(3) 障害児等療育支援事業

在宅の心身障害児（者）とその保護者に対し、在宅福祉を担当する職員（コーディネーター）が在宅福祉に関する保護者の相談等に応じるとともに、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行います。利用料は無料です。

対象

心身障害児（者）その他発達の遅れ等が気になる在宅の方とその保護者

申請・問い合わせ先 やまびこ医療福祉センター TEL 238-2755

VI 相談機関や施設など

1 小児慢性特定疾病に関する相談

小児慢性特定疾病支援員による支援

療養生活上の不安や、お子さんが成人期に向けて自立・就労ができるように関係機関と連携を図る。また、成長支援のための相談や、手続きに関する相談を来所時、またはお電話にて相談に応じています。

【相談日時】 月～金曜日（土日・祝日・年末年始は除く） 9：30～16：30

【電話】 216-1485（母子保健課）

自立支援員による支援

自立・就労に向け、希望や状況等を踏まえ、各種支援策の活用について関係機関と連携し、利用計画を作成、継続的に支援します。お気軽に相談ください。

令和7年度より、自立支援員による支援としてワークショップや患児同士の交流を図る相互交流支援事業を開始しました。

自立支援員：かごしま難病小児慢性特定疾患を支援する会（代表）中間 初子 他1名

【相談日時】 月～金曜日（土日・祝日・年末年始は除く） 10：00～16：00

【電話】 090-1921-3511（中間自立支援員携帯）

2 難病に関する手続きや相談

保健支援課及び県難病相談・支援センターでは、指定難病の医療費助成の手続きのほか、難病患者やその家族からの相談に応じています。

また、難病情報センターでは、難病の患者さんや家族の方々の療養上の悩みや不安を解消し、療養生活の一層の支援を図るため、情報提供を行っています。

○保健支援課 Tel803-6929

○県難病相談・支援センター（小野1丁目1番1号 ハートピアかごしま）

申請に関すること

Tel218-3134 月～金（祝祭日・年末年始は除く）8：30～17：15

相談に関すること

Tel218-3133 月・水～日（祝祭日・年末年始除く）9：00～16：00

○難病情報センターホームページ：<https://www.nanbyou.or.jp/>



3 生活・就労支援センターかごしまの自立相談支援員による相談

生活に困っている方を対象に支援する相談窓口です。「生活に困った。どこに相談に行けばいいのかわからない。」「仕事をやめて家賃の支払いができない。」「仕事がなかなか見つからない。」といった人を幅広く支援しています。就労については、自立相談支援員とハローワーク職員がワンストップで支援を行っています。

【相談受付】月～金曜日（土日・祝日・年末年始は除く）8：45～16：30

○生活・就労支援センターかごしま（市役所東別館1F） Tel803-9521

4 子どもの発達や発育、子育てに関する相談窓口

子どもの発達には誰でも不安や悩みがつきものです。相談窓口はどれも安心して相談できますので、お気軽にご相談ください。

区分	相談内容	日時	場所・問い合わせ先
親子ひだまり発達相談	心理発達相談員、言語聴覚士、保健師による子どもの発育・発達の不安や気がかりなことに関する相談	お問い合わせください	【場所】各保健センター ※問い合わせ先はP60を参照ください ※各保健福祉課でも発育・発達の相談を受けつけています。
乳幼児相談窓口	心理発達相談員、保健師による子育てに関する相談や、子どもの発育・発達の気がかりなことや保健福祉サービス等の相談	月～金曜日 ※祝日は除く 8：45～16：30	母子保健課 Tel 216-1485
巡回発達相談	保育所、幼稚園、託児所等の巡回にて心理発達相談員による発達の気がかりなことに関する助言等	お問い合わせください	母子保健課 Tel 216-1485
総合発達相談会	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理発達相談員、特別支援教育コーディネーター、心理発達相談員、保健師等による子どもの発達に応じた個別相談、保護者への助言等	お問い合わせください	【場所】各保健センター 【問合せ先】 母子保健課 Tel 216-1485
ことばの相談	ことばの発達上指導の必要がある幼児（3歳～就学前）の言語の発達を促す指導、保護者への指導・助言	月～土曜日 ※水曜・祝日は除く 9：00～17：00	市心身障害者総合福祉センター「ゆうあい館」 （真砂本町 58-30） Tel 252-7900

5 予防接種に関する相談

定期予防接種は、接種対象年齢が定められています。長期にわたり療養を必要とする疾病（白血病、がん等）にかかったこと等により、接種対象年齢であった間にやむを得ず定期予防接種を受けることができなかつた方は、接種対象年齢を超えて接種ができる場合があります。また、骨髄移植等により予防接種で得られた免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師に判断された方を対象に、再接種費用について助成します。

いずれも接種の前に手続きが必要になりますので、ご相談ください。

問い合わせ先 感染症対策課 Tel 803-7023

6 鹿児島市障害者基幹相談支援センター

子どもの心身の発達に関する相談ができます。

【相談日時】月～土曜日（日曜・祝日・年末年始は除く）10：00～18：00

【相談場所】山下町15-1 かがしま市民福祉プラザ3階

【電 話】226-1200

7 鹿児島県中央児童相談所

療育手帳、子どもについてのあらゆる相談ができます。

【相談日時】月～金曜日（土日・祝日、年末年始は除く）8：30～17：15

【相談場所】桜ヶ丘6丁目12 ※面接は要予約

【電 話】264-3003

8 子ども・家庭110番

子どもについてのあらゆる相談ができます。

【相談日時】月～金曜日（土日・祝日、年末年始は除く）9：00～22：00

【電 話】275-4152

9 鹿児島大学病院「遺伝カウンセリング室」

遺伝が関与する可能性のある疾患と診断された、あるいは疑われたご本人・ご家族、遺伝が関わっているのではないかという悩みを持った方に、様々な情報提供やカウンセリングを行っています。一人で悩まずに気軽にご相談ください。十分な時間を取り、わかりやすく説明いたします。

【カウンセリングする人】臨床遺伝専門医が相談をお受けします。

【予約受付時間】予約受付時間は、月曜日から金曜日の午後2時～5時の間です。

【カウンセリング日】毎週金曜日の午後2時から5時までの間で、一人あたり1時間を目安にカウンセリングを行います。予約の日時に病院受付においでください。

【費用】（初回） 1時間あたり10,000円＋税
 （2回目以降）1時間あたり 5,000円＋税
 30分増すごとに※初回、2回目以降も共通5,000円＋税

問い合わせ先 鹿児島大学病院内科外来「遺伝カウンセリング室」 TEL 275-5731

10 鹿児島県小児救急電話相談（#8000）

夜間におけるお子さんの急な病気、けが、応急処置などについて、看護師などが電話相談により症状に応じた適切な助言を行います。

【電話】 「#8000」番（又は099-254-1186）

携帯電話からも利用可能

【相談日時】 平日・土曜 19時～翌朝8時

日祝・年末年始 8時～翌朝8時

11 就職に関する相談窓口 くわしくは各相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口	連絡先	連絡先
国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校	薩摩川内市入来町 浦之名1432	TEL：0996-44-2206 平日 8：30～17：15
	一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施し、就労や社会生活に必要なスキルを身につけ、社会の一員としての役割を担うことをサポートします。	
鹿児島障害者職業センター	鴨池2丁目30-10 (市営プール近く)	TEL：257-9240 平日 8：45～17：00 (予約制です)
	障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方に対して、相談・支援を実施します。	
かごしま障害者就業・生活支援センター	新屋敷町16番217号 (県住宅供給公社ビルC棟2階)	TEL：248-9461 月～金 8：30～17：30
	就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。※登録制です。	

相談窓口	連絡先	連絡先
鹿児島公共職業安定所 (ハローワークかごしま)	下荒田1丁目43-28 (天保山中学校近く)	Tel: 250-6060 (代表) Tel: 250-6071 (障害者援助部門) 月～金 8:30～17:15 ※土・日・祝日・年末年始を除く
ワークプラザ天文館	東千石町1-38 (鹿児島商工会議所ビル6階)	Tel: 223-8010 月～金 10:00～18:30 第2・4土 10:00～17:00
	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね35歳未満の方(わかもの支援窓口) ・35歳～60歳未満の不安定就労の方の就職活動を支援する専門の窓口があります。(ミドルシニア世代専門窓口) 	
マザーズハローワーク かごしま	東千石町1-38 (鹿児島商工会議所ビル6階)	Tel: 223-2821 月～金 10:00～18:30 ※土・日・祝日・年末年始を除く
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てをしながら就職を希望されている方はどなたでも利用できます。(キッズコーナー設置・保育士預かりは予約制) 	
ワークサポートみなみ	宇宿2-3-5 (オプシアミスミ3階)	Tel: 257-5670 月～金 10:00～18:00 ※土・日・祝日・年末年始を除く
	<ul style="list-style-type: none"> ・お仕事探しに関する相談や職業紹介をおこなっております。 	
新卒応援ハローワーク	東千石町1-38 (鹿児島商工会議所ビル3階)	Tel: 224-3433 月～金 9:30～18:00 ※土・日・祝日・年末年始を除く
	<ul style="list-style-type: none"> ・中学・高校・大学などの在學生、既卒3年以内の方の就職支援、職業紹介をおこなっております。 	
<p>相談内容(一部紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●どのような仕事に向いているかわからない。 ●面接で自分のことをうまく説明する自信がない。 ●就職しても長続きしないのではないか、心配。 <p>※障害者援助部門では、障害をお持ちの方の職業相談、職業紹介、職業訓練など、各種支援機関と連携を図りながら様々な支援を行います。</p>		



VII 親の会情報～誰かに相談したい・話がしたいとき～

【疾患全般対象】にじの会

にじの会とは、慢性疾病の子どもを育てている保護者の交流会の愛称です。母子保健課の主催で、夏と冬の年2回程度開催しています。対象者は小児慢性特定疾病児と、その保護者、その他療養中の児を育てている保護者です。

会では、保護者同士の情報交換、子ども同士の交流、また様々な専門家による相談会を実施しています。会の様子は「ニュースレター」を作成し、情報を発信しています。

- 「同じ疾患の方と話す機会も少ないので情報共有が出来て良い時間になった。」
- 「個別での赤ちゃん体操が行えて、自分の子に必要な運動が知れてよかった」
- 「特別支援学校について知れてよかった。」
- 「やはり保護者同士仲間が必要だと思う。悩みを共有してくれる仲間がいれば子育ては一人ではないと思えるのでは…」

など、参加してよかったという声をたくさん頂いています。会の開催時は看護師・保育士による託児も行っています。ぜひ、お気軽にご参加ください。

問い合わせ先 母子保健課 Tel 216-1485

【疾患全般対象】かごしま難病小児慢性特定疾患を支援する会

当会は、小児難病・小児慢性特定疾患の患児、患児家族がお互いに励ましあい助け合うと共に、情報交換をしながら交流を深め難病、小児慢性特定疾患についての正しい知識を学ぶことを目的としています。疾患を抱え一人で悩んでいませんか？患児、家族が抱える問題や悩みを皆さんで考え共有できる場を設けようと発足された会です。難病・小児慢性特定疾患の患児、家族であればどなたでもご入会いただけます。

問い合わせ先 かごしま難病小児慢性特定疾患を支援する会

小野町1-1-1（ハートピア3F）かごしま難病支援ネットワーク内

<https://kagonanbyo.net>

e-mail : kagoshima.nanbyousyouman@gmail.com

(代表世話人) 中間 初子 090-1921-3511



【疾患全般対象】医療的ケア児・病児・障がい児ママサークル coconowa (ここのわ)

オンライン交流会や対面交流会をメインに、必要な情報の共有やママ同士の情報交換、悩みなど話ができる場を設けています。

対面交流会は、地域の保健センターで開催しており保健師さんやセンターの職員の方たちに一緒に参加してもらっています。

他にもイベントやランチ会など楽しい企画もしています。

活動の様子はInstagramで発信しています。



問い合わせ先 メール coconowa.jimu@gmail.com

Instagram @coconowa_2021 からお問い合わせください。

【医療的ケア児者・重症神経難病者】鹿児島県医療的ケア児者家族会・鹿児島市医療的ケア児等の家族会

鹿児島県医療的ケア児者家族会は、医療的ケア児者とその家族が地域で安心・安全に暮らすために、会員同士（当事者・家族・支援者）および地域社会と連携し、また、勉強会や講演会・交流会を開催し、県内外の参加者の方々と共に医療的ケア児者の生活のQOLを目指し、会員の輪を少しずつ広めながら活動しています。さらに、全国医療的ケアライン（通称：アイライン）の鹿児島県唯一の窓口団体として全国の家族会と共に学び・交流し、繋がることの大切さを実感しながら歩み続けていきます。

問い合わせ先 代表 柿内 祥子 TEL：090-1250-6950

e-mail：kagoshimakenicarekazokukai@gmail.com

【疾患全般対象】鹿児島リトルベビーサークル ゆるり

小さく生まれたお子さんを持つ家族の交流サークルです。

1500g未満で生まれたお子さんのご家族を中心にNICUを卒業したご家族が集まり、交流会等を行なっています。

活動予定はInstagramで発信しています。

問い合わせ先 lbc.yururi@gmail.com

Instagram (@yururi_kagoshimalittlebaby)



【小児がん】小児がんサポート・のぞみ

小児がん患児・ご家族を対象に、講演会・交流会・小児がん経験者の会などを行っています。鹿児島大学病院・鹿児島市立病院の小児病棟に慰問活動を行っています。（クレパス絵画・手形作成・着物やドレスを着て記念写真など）

問い合わせ先（世話人） 中間 初子 TEL 090-1921-3511
nakama@wing.ocn.ne.jp

【1型糖尿病】さくらんぼの会

1型糖尿病の家族・患者会です。会費の関係で18歳未満のお子様を対象です。糖尿病協会に所属しており毎月さかえの購読が可能となります。また年2回交流会と勉強会を開催しています。

問い合わせ先 今村総合病院小児科 溝田 美智代 TEL 251-2221
いまきいれ総合病院 小児科 柿本 令奈 TEL 252-1090
総合病院鹿児島生協病院（生協病院支部）小児科 森田 智
TEL 267-1455
鹿児島市立病院（市立病院支部）小児科 桧作 和子
TEL 230-7000

【胆道閉鎖症】胆道閉鎖症の子どもを守る会

胆道閉鎖症の患者及び家族を対象に、年1回交流会を開催しています。教育、福祉、医療（移植等）、生活や精神的不安等を語り合える会です。

問い合わせ先 胆道閉鎖症の子どもを守る会 事務局
TEL 03-3940-3150 FAX 03-3940-8525
mail: tando@agate.plala.or.jp
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 3-25-10 バロンハイツ巣鴨 603

【心臓病】一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会 鹿児島支部

心臓病児・者とその家族、関係者を対象に、はぁとの会（毎月最終土曜日13時からボランティアセンターにて相談、交流、支部報作成）、夏のキャンプ、医療講演会、福祉制度の勉強会（講師を招いて）、クリスマス会、ボランティア（社協の募金活動・清掃活動等）やピアサポート、全国にある支部との交流など様々な活動を行っています。

問い合わせ先 鹿児島県支部長 深野 麻衣 TEL 080-1742-5527
heart.mamoru.kagoshima@gmail.com

【てんかん】公益社団法人 日本てんかん協会（波の会） 鹿児島県支部

てんかんを持つ当事者・ご家族・支援者等を対象に、毎月第2日曜日、鹿児島市精神保健福祉交流センター等にて、てんかんに悩む人の医療・教育・就労・福祉等についての自由な語り合いを行っています（ピアカウンセリング含）。会場・開催日については電話かメールでお問い合わせください。

問い合わせ先 代表 下津曲 勇治 Tel 070-4700-2512

（留守電に録音されるか、18時以降に折り返しご連絡します）

（事務局）霧島市 nami-kagoshima@ab.auone-net.jp

鹿児島県支部メール二次元コード



【腎臓病】NPO 法人 鹿児島県腎臓病協議会

会報（年4回）、電話相談受付、地区毎に研修会や交流会。会場・開催日については電話かメールでお問い合わせください。

問い合わせ先 代表 出森 幸一 Tel 253-8758

（事務局）武1丁目45-36 敬愛ビル101号

メール：kajinkyoo@nifty.com HP：//kajinkyoo.com/

【ターナー症候群】MIRAIの会

年2回、ターナー症候群の家族・患者会を行っています。

問い合わせ先 総合病院鹿児島生協病院 森田 智先生 Tel 267-1455

（今村総合病院小児科溝田先生でも可）

【ダウン症】日本ダウン症協会 鹿児島支部（つばさの会）

染色体の突然変異によって起こる「ダウン症候群」。心と体はゆっくり成長するけれど、持ち前の明るさと笑顔でみんな元気に色々なところで活躍しています。私たちはそんなダウン症の方々や家族同士の交流や情報交換の輪を広げていきたいと考えています。活動内容は講演会、医療関係者による相談会、交流会などです。あなたも一度参加してみませんか？ダウン症のある人とその家族、そして応援してくれる方ももちろん大歓迎です。

問い合わせ先 代表 佐々木 Tel 080-2731-8338

メール jds.kagoshima21@gmail.com

Twitter @ jds_kagoshima Instagram jds_kagoshima

Facebook www.facebook.com/JDSkagoshima-106199059764001/

【脊髄性筋萎縮症】鹿児島 SMA の会

SMA（脊髄性筋萎縮症（主にⅠ型））の当事者・ご家族を中心として、本会に賛同し支援して下さる方々との交流会開催や、医療、療養、教育の情報を共有しながら SMA をより理解し療養生活を明るく豊かなものにするための勉強会を開催しています。

問い合わせ先 代表 中堀 TEL 090-8405-6581
メール kagoshima_sma@yahoo.co.jp

【膠原病】かごしま膠原病の会「青空の会」

大きな空の下、強く前向きに病と立ち向かう私たちがいる
患者さまとご家族を明るく照らし続ける患者会、かごしま膠原病の会「青空の会」
私たちが踏み出した一歩に、少しでも明るく優しい未来が広がりますように

～「設立への思い」より～

私たちかごしま膠原病の会「青空の会」は、2017年の秋に発足した膠原病の患者会です。全身性エリテマトーデスをはじめ、さまざまな膠原病疾患の患者さまやご家族、関係者など、約80名が加入しています。代表の平山は19歳のときに全身性エリテマトーデスを発症しましたが、現在は2児の母親です。

将来のことで悩んだときやちょっと話を聞いてみたい、話を聞いてほしいと思ったら、ぜひお気軽にお問い合わせください。ひとりで悩まずに気持ちを共有できたらうれしいと思っています。

☆青空の会の活動内容

- ・医療講演会（年2回）
- ・「青空てらす」という名称の交流会（不定期 / 県内各地を巡回しています）
- ・機関誌「みなみの青空」、「青空のじかん」の発行（各年1回）
- ・メールや電話、対面での相談（随時）

問い合わせ先 代表 平山 志穂 TEL 090-1969-2017
メール ho.aozora@gmail.com
ブログ <https://ameblo.jp/aletter/>
インスタグラム @ho.aozora



Ⅷ 災害時の備え

1 災害に備える 3 ステップをご紹介します

ステップ 1：身の回りの危険や避難場所を知る

災害が迫ってきた時に、適切な避難行動をとるためには、事前に自宅が安全か知ることや、避難する先を確認しておくことが大切です。

- ①指定緊急避難場所…災害時に危険から逃れるための安全な場所(災害種別ごと)です。
- ②指定避難所……………災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅できない場合に、(一般避難所) 一定期間避難生活を送るための場所です。
- ③指定福祉避難所……要介護3以上の方や身体障害者手帳1・2級を所持する障害のある方など、避難所生活に特別な配慮が必要な要支援者(家族等を含む)のための避難所です。大規模災害に限らず、一般避難所と同じタイミングで開設します。
- ④津波避難ビル……………津波発生時、迅速に避難できるように、堅固な中高層の建物等を一時的な避難施設として指定しています。

ステップ 2：防災情報の入手・家庭での備え

災害時に適切にあわてず行動するためには、正しい情報を入手することが大切です。また、災害の危険が迫って避難するときに自宅から緊急的に持ち出す「非常持出品」や各家庭最低3日分(推奨1週間分)の「備蓄品」を備えましょう。

【防災情報の入手の例】

鹿児島市ホームページ

避難指示等や避難所の開設、防災行政無線の放送内容など緊急情報をお知らせします。



鹿児島市 LINE 公式アカウント

災害時に避難勧告等の発令情報や、避難所開設情報をトーク画面に通知します。



ステップ 3：災害時の避難行動

鹿児島市では令和元年6月から警戒レベルを用いた避難情報を発令しています。避難情報発令時にとるべき避難行動について確認し、また、避難所に避難する際は、1～2泊できるくらいの水、食料、生活用品(毛布など)を持って避難しましょう。

2 あんしんカード

災害時、慢性疾病をお持ちのお子さまの身体のこと、必要とする支援のことを、周囲の人にスムーズに伝えるため、あんしんカードを作成しましょう。災害はいつ起きるかわかりません。小児慢性特定疾病児手帳に挟み込んで平常時から持ち歩いてください。カードは母子保健課で配布しています。お問合せください。

災害時に支援者へ情報を伝えるための あんしんカード			
基本情報		記入日	年 月 日 記入者 (続柄:)
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		血液型	A・B・O・AB (Rh: +・-)
住所	鹿児島市	性別	
疾病名			
処方薬			
禁忌薬類 アレルギー			
必要な 医療機関			
鹿児島市母子保健課 発行			

連絡先	
保護者・家族	① 名前: (続柄:) (同居・別居) 電話: ② 名前: (続柄:) (同居・別居) 電話:
主治医	住所: 電話:
かかりつけ医	住所: 電話:
訪問看護 事業所	住所: 電話:
医療機器 業者	住所: 電話:
その他の情報・注意事項等知らせておきたいこと	

問い合わせ先 母子保健課 Tel 216-1485

3 ヘルプカード・ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたカード・マークです。こちらのカード・マークは災害時だけでなく、日常でも役立つものです。

◆配布対象者◆

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助が必要なことが分からない方で、日常生活や災害時において、配慮や支援を必要とする方。

障害の有無、障害者手帳の有無は問いません。

◆配布場所◆

障害福祉課／保健支援課／各支所福祉課・保健福祉課／認知症支援室
県障害福祉課、ハートピアかごしま、県内市町村等でも配布しています。
1人1枚（無料）申請の際にアンケートの記入が必要です。



問い合わせ先 障害福祉課 Tel 216-1273
保健支援課 Tel 803-6929

4 『鹿児島市医療的ケア児個別避難計画』の活用

『鹿児島市医療的ケア児個別避難計画』は令和6年度より母子保健課において、小児慢性特定疾病医療費受給者の方やそのご家族が、日頃からの災害への備え（自助）をしておくためのシートとして作成されたものです。情報を記入し、災害時に必要な物品や避難方法、緊急時の連絡先などをご家族同士・関係機関と共有し、ご自宅の目につきやすいところに貼るなどして、緊急時の対応にお役立てください。

【鹿児島市医療的ケア児個別避難計画】

【鹿児島市医療的ケア児災害対応サポートブック】

鹿児島市医療的ケア児災害対応サポートブックには、避難所の説明や災害時持ち物チェックリスト等載せてあります。災害時の個別避難計画をご本人やご家族、関係者が作成をする際に、参考にさせていただきたく作成したものにになりますのでご活用ください。

内容はこちらの二次元コードからご確認ください。

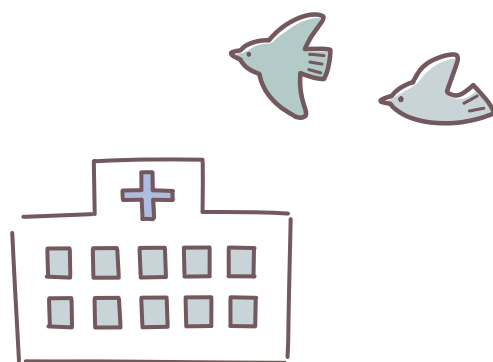


問い合わせ先 母子保健課 Tel 216 - 1485

IX 市役所本庁・支所などの連絡先

鹿児島市の市外局番は（０９９）です。

施設名・部署名		所在地	連絡先
鹿児島市役所 本庁	国民健康保険課給付係	山下町 1 1 - 1	216-1228
	障害福祉課障害福祉係		216-1273
	障害福祉課自立支援係		216-1304
	保健予防課		803-6927
	感染症対策課		803-7023
	保健支援課		803-6929
	こども政策課放課後児童育成係		216-1259
	保育幼稚園課利用調整係		216-1258
	保育幼稚園課企画係		216-1223
	母子保健課		216-1485
	こども福祉課家庭福祉係		216-1260
	こども福祉課児童給付係		216-1261
	こども家庭支援センター		808-2665
谷山支所	市民課国民健康保険係	谷山中央4丁目 4 9 2 7	269-8414
	谷山福祉課子育て支援係		269-8473
伊敷支所	伊敷福祉課福祉係	伊敷5丁目15-1	229-2113
吉野支所	吉野福祉課福祉係	吉野町3256-3	244-7379
吉田支所	吉田保健福祉課 吉田地区保健センター	本城町1687-2	294-1214
桜島支所	桜島保健福祉課 桜島地区保健センター	桜島藤野町1439	293-2360
喜入支所	喜入保健福祉課	喜入町7000	345-3755
喜入地区保健センター		喜入町6100	345-3434
松元支所	松元保健福祉課 松元地区保健センター	上谷口町2883	278-5417
郡山支所	郡山保健福祉課 郡山地区保健センター	郡山町141	298-2114
北部保健センター		吉野町3275-3	244-5693
東部保健センター		山下町11-1	216-1310
西部保健センター		永吉2丁目21-6	252-8522
中央保健センター		鴨池2丁目 25-1-11	258-2364
南部保健センター		西谷山1丁目3-2	268-2315
鹿児島市 教育総合センター	教育委員会学校教育課	山下町6-1	227-1941



かごしま市慢性疾病で療養中のお子さんと
ご家族のための療養生活ガイドブック

発行 令和8年3月

編集 鹿児島市母子保健課